

掛川市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成23年11月30日

掛川市監査委員 谷 雅 雄

掛川市監査委員 加 藤 一 司

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 ジーネット株式会社
- 3 監査の期日 平成23年9月26日
- 4 監査の範囲 平成22年度補助事業
生活バス路線維持費補助金 32,484,844 円
- 5 監査の方法 それぞれの関係帳簿、証書類との照合、事情聴取等を行い、
 - ・補助金交付手続き及び期間は適切か
 - ・事業は目的に沿って実施され十分に効果が上げられているか
 - ・補助金に係る収支の会計経理は適正か
 - ・会計管理上の責任体制は確立されているか等に主眼を置き、監査を実施した。

6 監査の結果

[交付団体：ジーネット株式会社]

出納、その他の事務については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 事業開始当初に比べ輸送人数は減少しており、補助効果の減退について考慮を要すること。
- (2) 人件費の給料において、社員の出勤日数との照合の中で循環バス応援乗務回数が超過していたことについては、循環バス勤務勤怠表のシステムミスにより、循環バス応援乗務員が同一路線で二重にカウントされ、また、同手当においても、循環バス専属乗務員が例外的に遠距離バスへ乗車した際の手当が計上されていたが、当然に循環バス事業費に含まれる経費ではないこと。
- (3) その他経費において、補助対象として純然たる損失額となり得る経費以外のものが含まれていたこと。

以上を踏まえ、早急な改善を行い、所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

[所管課：都市政策課]

交付事務、団体への指導等については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 交付要綱上、補助額は「前年度における自主運行バス事業の経常欠損額に相当する額」とされ、ジーネット(株)により算出された額に基づいて補助申請されているのが現状であり、結果、人件費がシステムミス等により過大積算となっていたことなどから、所管課のチェック体制強化と、客観的な計上が必要であること。
- (2) 過大積算を見逃すなど、算出額に対する確認不備が露見したことで、補助金の返還指示と再発防止策の検討が急務であること。
- (3) 事業開始当初に比べ輸送人数が減少していることから、なお一層の経費節減と効率的な運行により経常欠損額の減少を図るよう、所管課の指揮監督が強く求められること。
- (4) 補助金算定に係る経費を厳正に精査し、国等の基準に準ずる他、補助対象経費、算出単価額等を交付要綱実施要領で規定するなど、客観的算定根拠の整備が必要であること。

以上を踏まえ、早急な改善を行い、交付団体に対する監督・指導を徹底し、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 NPO法人掛川国際交流センター
- 3 監査の期日 平成23年9月26日
- 4 監査の範囲 平成22年度補助事業
国際交流事業費補助金 1,700,000円
- 5 監査の方法 それぞれの関係帳簿、証書類との照合、事情聴取等を行い、
 - ・補助金交付手続き及び期間は適切か
 - ・事業は目的に沿って実施され十分に効果が上げられているか
 - ・補助金に係る収支の会計経理は適正か
 - ・会計管理上の責任体制は確立されているか等に主眼を置き、監査を実施した。

6 監査の結果

[交付団体：NPO法人掛川国際交流センター]

出納、その他の事務については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 国際交流事業費補助金として交付された1,700,000円が、当該補助対象に限定された事業に支出されているのかを客観的に区分できないこと。
- (2) 旅費の算出方法について規定化を要すること(例：成田空港往復で25,500円を支給しているが、市旅費換算では21,680円で、差額3,820円)。
- (3) 英会話教室講師料について、講師によって旧市町以来のばらつきがあるが、一本化すべき時期を過ぎているといえること。
- (4) 英会話教室講師に県立横須賀高等学校のALT2人が含まれ、ともに講師料が支払われており、支出体系の再確認を要すること。
- (5) 「ALT国際交流フェア」を計上しているが、県内から募ったALTの市内ホームステイ体験は、当市で実施することの必然性に乏しく、教育委員会との関係性の中で実施又は経費規模等の見直しを要すること。

以上を踏まえ、所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

[所管課：生涯学習まちづくり課]

交付事務、団体への指導等については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 補助金の趣旨について、補助金交付要綱「第1」に規定しているが、「市長は、市民の国際交流を推進するため」との表記に留まっており、規定の具体性に欠けるといえること。
- (2) 補助率について、同要綱「第2」で「国際交流事業に要する経費の10分の10以内とし、170万円を限度」としているが、この「経費」において国際交流事業に直接的なものか否かの区分が不明確であり、交付要綱上の補助対象経費を明確にする必要があること。
- (3) 交付申請提出期限を同要綱「第3」で「別に定める日まで」としているが、別の定めは存在せず、規定不備であること。
- (4) 次年度繰越金が449,607円あり、その理由として震災による中止事業関係の残額を挙げているが、大きな減額変更があった場合、交付要綱の規定により「変更承認申請」を要すること、併せて、繰越金額が累積している現状から、補助申請額の減額も検討を要すること。

以上を踏まえ、交付団体に対する監督・指導を徹底し、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 川・池・魚を愛する会
- 3 監査の期日 平成23年9月26日
- 4 監査の範囲 平成22年度補助事業
川・池・魚を愛する事業補助金 1,000,000 円
- 5 監査の方法 それぞれの関係帳簿、証書類との照合、事情聴取等を行い、
 - ・補助金交付手続き及び期間は適切か
 - ・事業は目的に沿って実施され十分に効果が上げられているか
 - ・補助金に係る収支の会計経理は適正か
 - ・会計管理上の責任体制は確立されているか等に主眼を置き、監査を実施した。

6 監査の結果

[交付団体：川・池・魚を愛する会]

出納、その他の事務については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 事業計画にある、美化意識高揚看板・放流周知看板の作成・設置、河川美化及び研修会について実施されていないこと。
- (2) 義務放流量その他の保護基準に基づく中で、釣りに供する魚種のみ放流では、補助趣旨である「かつての清き川や池、そこにすむ数々の魚の姿をとりもどす」ことへ直接的には繋がらず、放流魚種の検討を要すること。
- (3) 放流魚の購入費は、遊漁料等の受益者負担金収入により充足できる額であり、購入費への市補助金の補填は不要といえること。
- (4) 書類に支出命令(通帳払出)日と払込日の不整合があったこと。
- (5) 補助年度内に支払処理可能な請求書の支払いが、補助年度を超えて行われていたこと(一部次年度4月払い)。

以上を踏まえ、所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

[所管課：農林課]

交付事務、団体への指導等については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- (1) 補助額に関し、交付要綱で「定額(予算の範囲内で別に定める。)」とあるが、別の定めは存在せず、根拠不十分であること。
- (2) 同様に、交付申請の提出期限について「別に定める日まで」とあるが、別の定めは存在せず、規定不備であること。
- (3) 放流事業に係る補助率を、放流魚購入費の何割と定める等、客観的な規定が必要であること。
- (4) 交付団体である「川・池・魚を愛する会」から「原野谷川非出資漁業協同組合」へ事業助成されており、交付の趣旨が曖昧になっていることから、放流事業を「川・池・魚を愛する会」に一元化する、又は、前記組合への助成を別途補助事業とする必要があること。

以上を踏まえ、交付団体に対する監督・指導を徹底し、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。